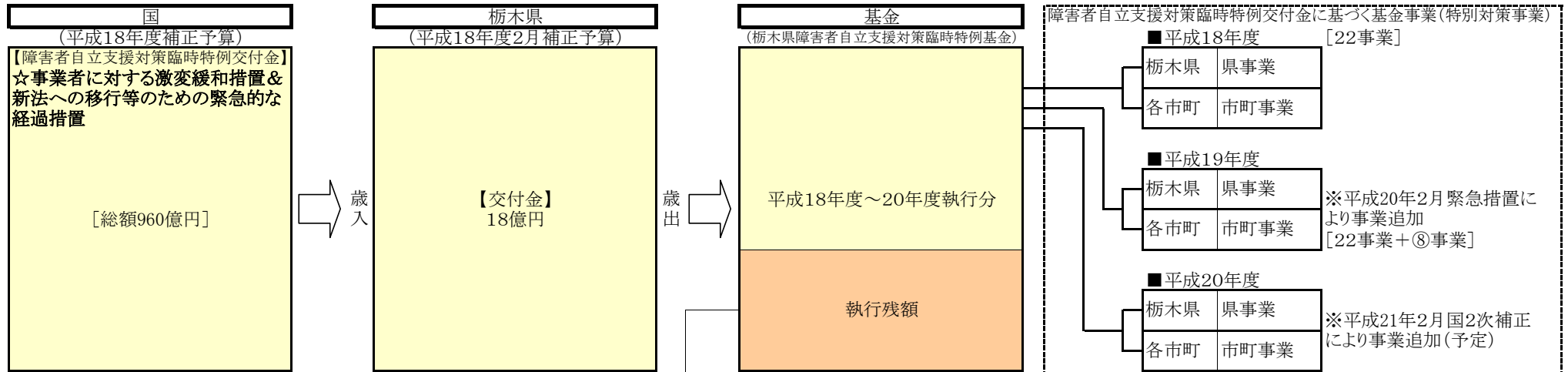


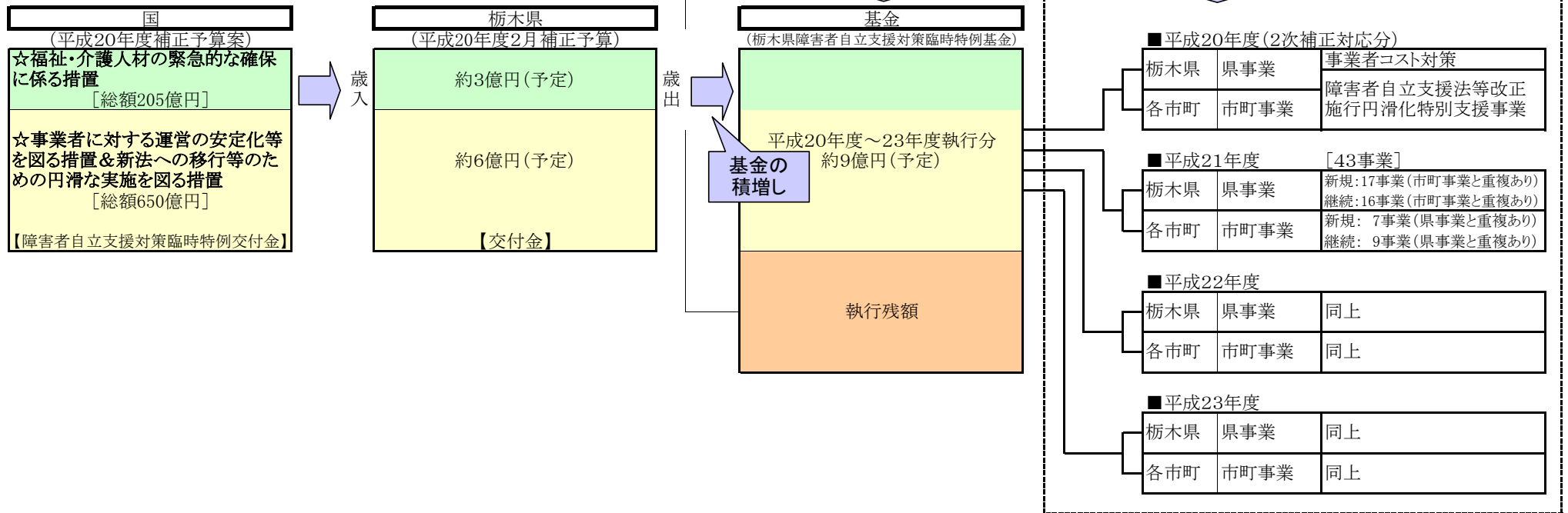
追加資料

1. 基金の延長・積増しの概要について

■平成18年度2月補正



■平成20年度2月補正



2. 平成20年度障害者自立支援特別対策事業費補助金(市町事業)に係る事務スケジュールについて

①スケジュール:案の1

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
項目	円滑化特別支援事業配分上限額提示	補助金変更交付所要見込額調査	各市町との調整	補助金変更交付内示	補助金変更交付申請	補助金変更交付決定	事業完了期限	実績報告	補助金額の確定	補助金精算払い
平成20年度	H21年1月下旬	H21年1月下旬	H21年2月上旬	H21年2月中旬	H21年2月中旬	H21年2月下旬	H21年3月末	H21年4月下旬	H21年5月上旬	H21年5月中旬
関係機関	県→市町	県→市町	県と市町	県→市町	市町→県	県→市町	—	市町→県	県→市町	県→市町

②スケジュール:案の2

＝年度内に障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業(システム改修)を実施しない場合

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
項目	補助金変更交付所要見込額調査	各市町との調整	補助金変更交付内示	補助金変更交付申請	補助金変更交付決定	事業完了期限	実績報告	補助金額の確定	補助金精算払い
平成20年度	H21年2月上旬	H21年2月中旬	H21年2月下旬	H21年3月上旬	H21年3月中旬	H21年3月末	H21年4月下旬	H21年5月上旬	H21年5月中旬
関係機関	県→市町	県と市町	県→市町	市町→県	県→市町	—	市町→県	県→市町	県→市町

※案の1の場合、各市町において補正予算編成の必要が生じる可能性あり。  
 ※事業運営円滑化事業については、平成21年3月サービス提供実績分までが平成20年度補助対象であることから、該当事業者に対して3月サービス提供実績分を4月10日までに国保連へ請求するよう徹底すること。

3. 基金の延長・積増し等に係る事務スケジュールについて

①スケジュール:案

＝市町村特別対策事業実施計画の策定及び平成21年度当初予算の編成

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
項目	平成21年度特別対策事業当初予算編成作業	特別対策事業内容・配分方法検討	配分上限の提示	各市町との調整	市町村特別対策事業実施計画の策定・提出	県特別対策事業実施計画の策定、基金事業計画策定	県特別対策事業実施計画、基金事業計画提出	県特別対策事業実施計画、基金事業計画認定	各市町配分額決定
平成20年度～23年度	H21年1月中旬	H21年1月下旬	H21年2月中旬	H21年2月下旬	H21年3月上旬	H21年3月上旬	H21年3月中旬	H21年3月下旬	H21年3月下旬
関係機関	市町	県→市町	県→市町	県と市町	市町→県	県	県→国	国→県	県→市町

※配分上限の提示後、各市町との調整を経て、県が各市町村特別対策事業実施計画(案)を作成し提示する予定。

特別対策事業一覧(平成20年度国2次補正対応後)

NO	新規・継続等区分	事業項目	事業内容	助成(補助)の流れ	実施年度	補助率	補助基準額等	H20度2次補正による追加・変更内容	H21予算要求積算根拠	事業実施主体	担当者職氏名(Tel.)
1	継続(変更)	① 事業運営安定化事業(旧:事業運営円滑化事業)	月払いによる報酬額の90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従前の報酬単価の90%を保障。 平成20年度までにおける旧体系施設及び障害児施設における激変緩和加算(8割保障)を廃止し、本事業に統合。	県→市町→事業者	H19 H20 H21 ~ H23	国1/2県1/4 市町1/4	実績額	事業内容太字部分	H19実績額を踏まえて所要額を算定	市町	[施設福祉担当] 主事 飯田 歩 (Tel.028-623-3059)
				県→事業者(児施設のみ)		国1/2県1/2				県	
2	継続(追加)	② 通所サービス等利用促進事業(旧:通所サービス利用促進事業)	日中活動サービス、通所施設における送迎サービスに対して助成。 短期入所事業所における送迎サービスに対しての助成を追加。	県→市町→事業者	H19 H20 H21 ~ H23	国1/2県1/4 市町1/4	調整中 (旧:1事業所あたり3,000千円以内)	事業内容太字部分		市町	[施設福祉担当] 主事 峰岸 利光 (Tel.028-623-3059)
3	新規	③ 新事業移行促進事業	特定旧法指定施設が新体系事業所等へ移行した場合に助成。 (現:新体系移行時特別加算を基金事業で対応するもの)	県→市町→事業者	H21 ~ H23	国1/2県1/4 市町1/4	調整中	新規	H19実績額	市町	[施設福祉担当] 係長 佐藤 正宏 (Tel.028-623-3029)
4	新規	④ 事務処理安定化支援事業	法施行に伴う事務処理が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置した場合に助成。	県→市町→事業者	H21 ~ H23	国1/2県1/4 市町1/4	調整中	新規	該当事業所数×補助単価	市町	[施設福祉担当] 主事 峰岸 利光 (Tel.028-623-3059)
5	新規	⑤ 就労事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	特別支援学校在学中の障害者、入院中の精神障害者、施設入所支援の障害者に対し、就労支援の是非を判断するためのアセスメント(暫定支給決定)の実施に向けた会議等の開催、体制整備について助成。	県→市町→事業者	H21 ~ H23	国1/2県1/4 市町1/4	調整中	新規		市町	[地域生活支援担当] 課長補佐 檜山 光治 (Tel.028-623-3493)
6	継続	⑥ 小規模作業所緊急支援事業	直ちに移行することが困難な小規模作業所に対し一定額を助成。	県→障害者団体→事業者	H18 H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧:1作業所あたり1,100千円以内)	なし	該当事業所数×補助単価	県	[施設福祉担当] 主事 飯田 歩 (Tel.028-623-3059)
	廃止	● デイサービス事業等緊急移行支援事業	デイサービスセンターが生活介護等の障害福祉サービス事業等に移行するまでの間、経過的に運営費を助成。	県→市町→事業者	H19 H20	定額(10/10)	対象無し			市町	—
7	継続(追加)	⑦ 障害者自立支援基盤整備事業	既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費を助成。 【改修】において、ケアホーム・グループホーム等(=CH・GH以外も対象に追加)に対する消防法令上必要とされる消防設備の整備 【増築】において、NICUの退院児童受入のための重症心身障害児施設等の増築工事(明記) 【備品購入】 介護設備、送迎車両等の整備、NICUの退院児童受入のための人工呼吸器等の整備	県→事業者(市町含む)	H19 H20 H20 ~ H23	定額(10/10)	調整中 [旧:1施設あたり20,000千円以内 (ただし、【改修】の②は、2,000千円以内、【改修】の③は5,000千円以内)]	事業内容太字部分		県	[施設福祉担当] 副主幹 佐藤 雅彦 [施設福祉担当] 主査 日永 正彦
8	継続	⑧ 移行等支援事業	円滑な移行のため、コンサルタントの派遣や研修会を開催した場合に助成。	【県直営】	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (1都道府県あたり16,000千円)		×対象なし	県	[施設福祉担当] 主査 日永 正彦

NO	新規・継続等区分	事業項目	事業内容	助成(補助)の流れ	実施年度	補助率	補助基準額等	H20度2次補正による追加・変更内容	H21予算要求積算根拠	事業実施主体	担当者職氏名(Tel)
9	継続		ア〔障害者地域移行促進強化事業〕〔旧:精神障害者退院促進等強化事業〕 退院促進に関する専門家の養成等。 <b>(対象に医療観察法対象者を追加)</b>	【県直営】	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧: 研修企画:1都道府県あたり610千円以内 研修実施:1障害福祉圏域あたり2,000千円以内)	身体障害者・知的障害者も対象となることを明記		県	〔精神保健福祉担当〕 主査 長島 正明
10	継続		イ〔グループホーム・ケアホームへの移行促進事業〕〔旧:グループホーム・ケアホーム整備推進事業〕 ①グループホーム・ケアホーム借り上げ支援事業 借家等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費(敷金・礼金)を助成。	県→事業者	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧:入居者1人あたり133千円以内)			県	〔施設福祉担当〕 主査 日永 正彦
	新規		イ〔グループホーム・ケアホームへの移行促進事業〕〔旧:グループホーム・ケアホーム整備推進事業〕 ② <b>グループホーム・ケアホーム入居支援事業</b> グループホーム・ケアホームに入居する当たり、事業者が引越しのための調整等の支援や必要な備品の購入を行った場合の助成を追加。	県→事業者	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	事業内容太字部分		県	〔施設福祉担当〕 主査 日永 正彦
11	新規		ウ〔地域移行支援事業(障害児施設からの家庭復帰を含む)〕 入所施設職員の地域移行支援により、施設入所者が地域生活へ移行した場合又は障害児施設入所者が家庭生活へ復帰した場合に助成。	県→市町→事業者	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規	該当者数×補助単価	市町	〔施設福祉担当〕 主事 飯田 歩 (Tel.028-623-3059)
				県→事業者(児施設のみ)	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規	該当者数×補助単価	県	
12	新規	⑨ 障害者地域移行体制強化事業 (旧:地域移行・就労支援推進強化事業)	エ〔障害者を地域で支える体制づくりモデル事業〕 障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業に対する助成。	県→事業者	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規 詳細未定・変更可能性高い		県	〔地域生活支援担当〕 課長補佐 檜山 光治
13	新規		オ〔触法障害者地域移行支援事業〕 刑務所出所者等の障害者支援施設等における受入支援、及び受入後の訓練終了後等に地域で受け入れるための支援に対する助成。※地域生活定着支援センター(仮称)設置が前提	【県直営】	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	〔地域生活支援担当〕 課長補佐 檜山 光治
14	新規		カ〔医療観察法地域処遇体制強化事業〕 ①医療観察法地域処遇体制基盤構築事業 法対象者に対する適切な地域処遇体制の確保に対する助成。	【県直営】	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	〔精神保健福祉担当〕 副主幹 伊藤 美智雄
	新規		カ〔医療観察法地域処遇体制強化事業〕 ②障害福祉施設等入所時支援事業 障害福祉施設等が予め受け入れに関する体制整備を実施した場合に助成。	県→事業者	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	〔精神保健福祉担当〕 副主幹 伊藤 美智雄
15	新規		キ〔精神障害者等の家族に対する支援事業〕 精神障害者等の家族同士の交流スペースの整備、及び家族同士が交流する催しに対する助成。	県→障害者団体(事業者)	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	〔精神保健福祉担当〕 主査 高橋 一貴
16	継続		ク〔在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業〕 重度訪問介護事業者が行う従業者の資質向上等の取り組みや事業収入の激変緩和に対して助成。	県→事業者	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧:1事業所あたり1,000千円以内等)	報酬改定対応なら事業廃止		県	〔地域生活支援担当〕 主査 仁平 英之
17	継続		ケ〔ケアホームの重度障害者支援体制強化事業〕 ケアホームにおける生活支援員加配等に対し一定額を助成。	県→市町→事業者	H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧: 区分6:1,000円/人・日 区分5:820円/人・日 区分4:650円/人・日)	報酬改定対応なら事業廃止	H19実績額	市町	〔施設福祉担当〕 主査 日永 正彦 (Tel.028-623-3059)

NO	新規・継続等区分	事業項目	事業内容	助成(補助)の流れ	実施年度	補助率	補助基準額等	H20度2次補正による追加・変更内容	H21予算要求積算根拠	事業実施主体	担当者職氏名(Tel)
18	継続(追加)		ア [職場実習・職場見学促進事業][旧:障害者職場実習設備等整備事業] 就労移行支援事業者等から職場実習を受け入れる企業に対し、受入のために必要な企業内の設備の更新等の費用を助成。 <b>就労移行支援事業者等が企業見学を実施した場合の費用も助成対象に追加。</b>	県 → 事業者	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧: 障害者職場実習設備等整備事業 1企業あたり5,000千円以内)	事業内容太字部分	対象事業者数×補助単価	県	[地域生活支援担当] 副主幹 磯部 道男
19	継続		イ [就労支援ネットワーク・強化充実事業][旧:就労支援ネットワーク構築事業] 関係機関連携強化のための会議開催、HP作成、研修会開催など。	【県直営】	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧: 就労支援ネットワーク構築事業 1障害福祉圏域あたり1,000千円以内)		所要額要求	県	[地域生活支援担当] 副主幹 磯部 道男
20	継続		ウ [施設外就労推進事業][旧:施設外就労等に対する助成事業] 施設外就労を推進するため、就労支援事業所が施設外就労を実施する場合ユニット単位で助成。	県 → 事業者	H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧: 施設外就労推進4.5千円/日・ユニット)	報酬改定対応なら事業廃止	対象事業者数×補助単価	県	[施設福祉担当] 主査 郡山 洋孝
21	継続	⑩ 一般就労移行等促進事業	エ [施設外就労等による一般就労移行助成事業][旧:施設外就労等に対する助成事業] 就労支援事業所における施設外就労によって利用者が一般就労に移行した場合に対し一定額を助成。	県 → 事業者	H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧: 一般就労実績100千円/利用者)		H20実績額	県	[施設福祉担当] 主査 郡山 洋孝
22	新規		オ [障害者一般就労・職場定着促進支援事業] 就労移行支援事業者が、利用者に対して社会適応訓練等に関する講座を企画・実施する場合や、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者が障害者の雇用を依頼する企業に対し職務分析(提案)を実施した場合等の助成。	県 → 事業者	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	[施設福祉担当] 主査 郡山 洋孝
23	新規		カ [離職・再チャレンジ支援助成事業] 就労移行支援事業者が、離職の危機を迎えている者への対応、やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供などの支援を実施した場合の助成。	県 → 事業者	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	[施設福祉担当] 主査 郡山 洋孝
24	新規		キ [目標工賃達成助成事業] 就労継続支援B型事業所において、次年度の平均工賃月額額の20%以上の増額を達成目標に掲げ、一定程度の成果を上げている事業所に対する助成。	県 → 事業者	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	[地域生活支援担当] 副主幹 磯部 道男
25	新規		ク [就労継続支援A型への移行助成事業] 就労継続支援B型の事業者が就労継続支援A型へ移行するために必要な、関係者との協議、先進的な就労継続支援A型事業所等の視察、中小企業診断士による相談・診断等を実施する経費の助成。	県 → 事業者	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	[施設福祉担当] 主査 郡山 洋孝
26	継続	⑪ 小規模作業所移行促進事業	利用者が少ないために新体系に移行することが困難な小規模作業所が統合するために必要な経費の助成。	【県直営】	H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧:1都道府県あたり10,000千円以内)		×対象なし	県	[施設福祉担当] 主査 日永 正彦

NO	新規・継続等区分	事業項目	事業内容	助成(補助)の流れ	実施年度	補助率	補助基準額等	H20度2次補正による追加・変更内容	H21予算要求積算根拠	事業実施主体	担当者職氏名(Tel)
27	継続		ア [特別アドバイザー派遣事業] 相談支援事業を充実強化するため、特別アドバイザーを派遣する。	【県直営】	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧:1都道府県あたり2年間で14,000千円以内)			県	[地域生活支援担当] 主査 大野 みゆき
28	継続		イ [相談支援発展推進事業](旧:相談支援事業立ち上げ支援事業) 相談支援事業(市町が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。)立ち上げ等に当たり、必要な設備整備等を助成。	県 → 市町	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧:1か所あたり1,000千円以内)			市町	[地域生活支援担当] 主査 大野 みゆき (Tel.028-623-3492)
29	継続	⑫ 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業(旧:相談支援体制整備特別支援事業)	ウ [ピアサポートセンター等設置推進事業](旧:ピアサポート強化事業) 市町が障害当事者が障害者の活動をサポートする形態の社会参加事業を実施する場合に、必要な設備整備等を助成。	県 → 市町	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧:1障害福祉圏域あたり1,950千円以内)			市町	[地域生活支援担当] 主査 大野 みゆき (Tel.028-623-3492)
30	新規		エ [居住サポート事業立ち上げ支援事業] 居住サポート事業の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等に要する経費の助成。	県 → 市町	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		市町	[地域生活支援担当] 主査 大野 みゆき (Tel.028-623-3492)
31	新規		オ [地域自立支援協議会運営強化事業] 地域自立支援協議会の機能の強化のため、個別事例を効率的に整理するためのシステムの導入や、先進地の視察、広報等についての助成。	県 → 市町	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		市町	[地域生活支援担当] 主査 大野 みゆき (Tel.028-623-3492)
32	継続(追加)	⑬ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業	障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流の場等の整備等を助成。 障害児支援情報共有システム構築事業の実施を助成対象に追加。	県 → 市町	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧:1保健所管内あたり3,000千円以内等)			市町	[地域生活支援担当] 課長補佐 檜山 光治
			【県直営】	定額(10/10)		県					
33	継続	⑭ 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業(旧:障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業)	法の施行に伴い、一時的に必要となる制度改正の周知徹底や、システム改修経費等を助成。	県 → 市町	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 [旧:132,000千円(栃木県)]	システム改修に要する経費については、平成20年度執行も視野に入れている。人口割り等により、今後国から配分額が示される予定。		市町	[企画推進担当] 主任 齋藤 淳一郎 (Tel.028-623-3491)
			【県直営】	定額(10/10)		県					
34	継続	⑮ 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業	経過措置児童デイサービス事業所の、職員加配等に対し一定額を助成。	県 → 市町 → 事業者	H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧:1事業所あたり就学前児童5割以上1,900千円以内 就学前児童5割未満1,500千円以内)	報酬改定対応なら事業廃止		市町	[施設福祉担当] 主事 峰岸 利光 (Tel.028-623-3059)
35	継続	⑯ 相談支援充実強化事業	障害者等に対して障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するための事業に対し一定額を助成。	県 → 市町	H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中 (旧:1市町村あたり1,700千円以内)			市町	[地域生活支援担当] 主査 大野 みゆき (Tel.028-623-3492)

NO	新規・継続等区分	事業項目	事業内容	助成(補助)の流れ	実施年度	補助率	補助基準額等	H20度2次補正による追加・変更内容	H21予算要求積算根拠	事業実施主体	担当者職氏名(TEL)
36	継続	⑰ 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業	施設を地域の拠点機能として、地域の受け入れ体制の整備を図る。	【県直営】	H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中(旧:1障害福祉圏域あたり1,500千円以内)			県	[地域生活支援担当] 課長補佐 檜山 光治
37	新規	⑱ 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業	訪問系サービスにおける国庫補助負担基準超過市町村のうち、都道府県地域生活支援事業の対象外の市町村及び対象とならななお超過額のある市町村を対象にした助成。	県→市町	H21 ~ H23	国1/2県1/4 市町1/4	調整中		△対象なし	県	[地域生活支援担当] 主査 仁平 英之
38	新規	⑲ 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業	精神障害者生活訓練施設や精神障害者福祉ホームB型が新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成。	県→事業者	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中			県	[精神保健福祉担当] 主査 高橋 一貴
	廃止	● 就労意欲促進事業	工賃控除の見直しに伴う給付金を支給。(平成18年度分)	県→市町→対象者	H18	国1/2県1/4 市町1/4	H18完了			市町	—
39	継続		ア [事業者コスト対策] 障害者自立支援法の施行に伴い、著しく増加した事業者コストの一部を助成。	県→事業者	H18 H19 H20	定額(10/10)	調整中 (旧: 事務処理コスト対策:30,000円/ 事業所 物価高騰:2,500円/利用者)	平成20年度実施		県	[施設福祉担当] 主事 峰岸 利光
40	継続	⑳ その他法施行に伴い緊急に必要な事業	イ [進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置][旧:筋ジス者の激変緩和] 他制度から療養介護事業となり、利用者負担が大幅に増えた者に対する激変緩和措置。	県→市町→対象者	H19 H20 H21 ~ H23	国1/2県1/4 市町1/4	実績額		H19実績額	市町	[施設福祉担当] 主事 峰岸 利光 (TEL028-623-3059)
41	継続		ウ [オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)対応トイレ設備緊急整備事業] 公共施設等の多目的トイレにオストメイト対応トイレ設備を整備する費用を助成。	県→市町  【県直営】	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)  定額(10/10)	調整中 [旧:1か所あたり500千円以内 (工事費は除く)]			市町  県	[在宅福祉担当] 主査 半田 貴章 (TEL028-623-3020)
42	継続(追加)		エ [視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業][旧:情報支援機器等の整備・購入] 市町や関係機関に視覚障害者や聴覚障害者等への情報支援のための情報支援機器等を整備する費用を助成。 音声コード普及のための研修及び広報、地上デジタル放送への完全移行に伴い、聴覚障害者用情報受信装置を利用する者に対する緊急支援を追加。	県→市町  【県直営】	H19 H20 H21 ~ H23	定額(10/10)  定額(10/10)	調整中 (旧:1都道府県又は1市町村あたり1,000千円以内)	事業内容太字部分		市町  県	[在宅福祉担当] 主査 杉山 庄吾 (TEL028-623-3020)

NO	新規・継続等区分	事業項目	事業内容	助成(補助)の流れ	実施年度	補助率	補助基準額等	H20度2次補正による追加・変更内容	H21 予算要求積算根拠	事業実施主体	担当者職氏名 (Tel)
43	継続	㊹ その他法施行に伴い緊急に必要な事業	オ [視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業] 視覚障害者等に対する移動支援の提供を行うガイドヘルパー等の指導者要請研修に参加するための旅費等を支弁し、指導者の要請・確保を行う。	【県直営】	H20 H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中			県	[在宅福祉担当] 主査 杉山 庄吾
44	新規		カ [福祉機器相談基盤整備事業] 各更生相談所、保健所、自立支援医療機関における補装具判定等に必要の見識を高めるための研修等の開催に要する経費の助成。	【県直営】	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	[在宅福祉担当] 主事 角田 武裕
45	新規		キ [コミュニケーション支援広域支援検討事業] 市町村単位で実施されているコミュニケーション支援において、市町村域を超えた手話通訳者の派遣等広域的な体制を検討するための経費についての助成。	【県直営】	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	[在宅福祉担当] 主査 杉山 庄吾
46	新規		ク [障害者スポーツ特別振興事業] 地域における障害者スポーツの裾野を広げる取組として、パラリンピック等のトップアスリートと実際に競技を行うイベント等の事業に要する経費についての助成。	【県直営】	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		県	[在宅福祉担当] 主事 角田 武裕
47	新規		ケ [体育館等バリアフリー緊急整備] 一般の公立体育館(学校体育諸施設は除く)でも障害者スポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ(オストメイト対応を含む)、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入など、必要な整備等に対する助成。	県 → 市町	H21 ~ H23	定額(10/10)	調整中	新規		市町	[在宅福祉担当] 主事 角田 武裕 (Tel.028-623-3053)
		【県直営】	定額(10/10)	調整中		新規	県				